

岐阜県退職公務員連盟

可 見 支 部

- **規 約**
- **弔慰及び表彰規定**
- **女性部規約**

岐阜県退職公務員連盟可児支部規約

第 1 章 名称及び事務所

- 第1条 本支部は、岐阜県退職公務員連盟可児支部と称し、可児市及び可児郡内在住の次の会員をもって構成する。
1. 正会員（退職公務員並びに扶助料等受給者）
 2. 準会員（本会の趣旨に賛同し、将来入会の見込みのある者）
 3. 賛助会員（本会の趣旨に賛同する者）
- 第2条 本支部の事務所は支部長宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第3条 本支部は、会員の生活保障の確保を図り、併せて社会福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦をもって目的とする。
- 第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員の恩給年金、又はこれに代わる權益の確保に努めること。
 2. 会員の親和共済相扶の増進を図ること。
 3. 社会福祉の増進に関する事項。
 4. 連盟と緊密な連携を保ち、その事業に協力すること。
 5. 会員の長寿と慶弔に関すること。
 6. 支部活動の認識と組織の拡大に努めること。
 7. その他必要と認めること。
- 第5条 老人クラブと高齢者による、社会活動の健全な発展とその運営に協力すること。

第 3 章 会 計

- 第6条 本支部の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。
- 第7条 本支部の予算は、毎年会計年度開始前に役員会の決議を経て定める。決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、役員会の承認を求めるものとする。

第 4 章 役 員

- 第8条 本支部に次の役員を置く。
1. ・支部長(1名) ・副支部長(若干名) ・組織部長(1名)
・女性部長(1名)
 2. ・庶務係(1名) ・会計係(1名)
 3. ・監事(2名)
 4. ・分会長(市、郡内旧各町地区1名乃至若干名を置く)

- 第9条 正副支部長、監事の選挙は役員会に於いて行う。
庶務、会計は支部長が委嘱する。
支部長は、支部を代表し、支部を統括する。
副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代理する。
監事は、会計を監査する。

- 第10条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
第11条 本支部に、役員会の議を経て顧問を置くことができる。

第 5 章 会 議

- 第12条 会議は、総会と役員会とし、支部長がこれを召集する。
総会は、毎年1回これを開き、重要事項の報告、承認、
又は規約の改正等を行う。
役員会は、毎年2回開く。但し必要ある場合は、随時これを開くことができる。

- 第13条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりである。
- 1、会務報告。
 - 2、予算に関する事項。
 - 3、会費の徴収に関する事項。
 - 4、日本退職公務員連盟並びに本県連盟の活動状況報告。
 - 5、その他重要な事項

- 第14条 臨時緊急を要する事項の審議は、役員会での審議を以って
総会に替えることができる。

第 6 章 付 則

- 第15条 本規約の改正は、総会の決議を要する。
第16条 弔慰規定及び本規約に必要な細則は、役員会に於いて定め、
総会の承認を得て施行する。
第17条 本規約は、昭和43年10月6日から施行する。
第18条 本規約は、平成5年6月25日から施行する。

弔慰及び表彰規定

1. 支部役員を5年以上勤め、その功績顕著な者は、その役員を辞めた時、感謝状及び記念品を贈る。
2. 敬老の日に県連盟より、米寿の寿詞を贈られた会員は、支部に於いても総会に於いて寿詞及び記念品を贈る。なお、89歳以上の会員には、支部総会に於いて長寿を祝し、手みやげを贈る。
3. 会員が死亡した時は、本会より会葬し、香料をおくって弔慰を表す。
(香料は5,000円とする)

※本規約は、昭和63年9月30日から施行する。

※平成21年 6月10日一部改正

岐阜県退職公務員連盟可児支部女性部規約

第1条 当女性部は、可児支部に属し、県連女性部と連携を保ち、可児支部女性会員を以って組織する。

第2条 当女性部は、可児支部の運動方針に従って活動し、かねて会員相互の親睦を図るをもって目的とする。

第3条 当女性部に次の役員を置く。

1. 委員長 (1名) 当部の運営に当たる。

2. 副委員長 (2名) 委員長を補佐し、委員長不在の時代行する。

3. 幹事 (1名) 事務、会計を担当する。

4. 分会委員 (若干名) 所属分会内の世話に当たる。

1. 2. 3. の役員の任期は2年とし、分会委員会の選挙による。

分会委員は、分会より選出し、任期を2年とする。

第4条 当女性部の事務所は委員長宅に置く。

第5条 当女性部は、次の事業を行う。

1. 未加入者の勧誘と、組織の強化に関すること。

2. 会員相互の親睦に関すること。

3. 総会は必要に応じて開き、分会委員会、役員会は年1回乃至2回開き、重要事項を協議する。

第6条 経費は、可児支部よりの助成金及び寄付金を以ってこれに充てる。

第7条 その他必要な細則は、分会委員会にはかって定める。

付則 ※この規約は、昭和40年7月25日から施行する。

※平成5年6月25日一部改正